単　位　事　務　名	
# 郵　便　切　手　類	
根拠及び参考法令	鹿児島県会計規則　【第７４条，第１１８条，第１２５条，第１２６条】 鹿児島県会計規則等様式指針及び記載例集
項　目	処　理　方　法
郵便切手類の購入	1　会計規則上の分類 普通物品 ── 消耗品 ── 郵券類（郵便はがき，切手） 2　購入方法 現金で支払う場合 精算前渡の隔地払 ── 支出負担行為支出命令票 ── 精算票 請求書により支払う場合 精算払の口座振替払 ── 支出負担行為支出命令票 3　購入 ── 検収 ── 出納員へ引継ぎ
出納	1　物品命令 ── 審査 ── 物品出納簿へ登記（種類ごと） 郵券証紙は登記省略できない。 2　概算交付　出納員 ── 取扱者　物品出納簿に受領印を徴する。 3　概算交付を受けた者は，物品受払簿をもって処理する。 4　毎会計年度末には，物品受払簿により精算のうえ，出納員に返納する。
保管	郵便切手類は，火災，盗難のおそれのないよう，堅固な容器をもって保管する。

第103号様式（第126条関係）

郵　便　切　手　類　受　払　簿

受払年月日			摘要	種類別受払数量（単位：枚）														
				10円切手			82円切手			92円切手			100円切手			ハガキ		
				受	払	残	受	払	残	受	払	残	受	払	残	受	払	残
28	4	1	出納員より概算交付	50		50	60		60	100		100	50		50	90		90
	4	15	○○外○○件		3	47		25	35		2	98		1	49		5	85
	4	18	出納員より概算交付				140		175									
	4	21	○○外○○件		11	36		8	167		5	93		5	44		3	82
	4	28	○○外○○件		13	23		14	153		7	86		3	41		7	75
			４　月　分　計	50	27	23	200	47	153	100	14	86	50	9	41	90	15	75
	5	6	○○外○○件		3	20		15	138		12	74		9	32		4	71
	5	9	○○外○○件		5	15		21	117		9	65		2	30		2	69
	5	13	○○外○○件		2	13		5	112		1	64		1	29			
	5	20	出納員より概算交付	50		63	100		212	100		164	50		79			
	5	25	○○外○○件		11	52		70	142		11	153		3	76		5	64
	5	27	○○外○○件		1	51		5	137		2	151						
			５　月　分　計	50	22	―	100	116	―	100	35	―	50	15	―		11	―
			累　　計	100	49	51	300	163	137	200	49	151	100	24	76	90	26	64
29	3	15	○○外○○件		6	45		58	79		55	96						
	3	31	概算交付による精算返納	△45		0	△79		0	△96		0	△76		0	△64		0
			３　月　分　計	△45	6	―	△79	58	―	△96	55	―	△76	0	―	△64	0	―
			累　　計	255	255	0	521	521	0	404	404	0	124	124	0	126	126	0

1　この帳簿は，出納員等から概算交付を受けた物品（燃料券を除く）について，その受払を明確にするために記載するものとする。

2　年度末に残がある場合は，この帳簿により精算の上，出納員等へ返納すること。この場合の処理方法は摘要欄に「概算交付による精算返納」と表示し，受欄で△処理すること。ただし，3月31日が休日にあたる場合は，その前日に繰り上げてよいこと。

3　月計，累計を付すること。**（累計を兼ねる月計以外の月計の残欄は「－」とすること。）**

4　燃料券の概算交付を受けた場合は，特定備品等交付要領（平成12年４月１日施行）による燃料券発行（受払）簿によること。